

第六十七回
帝國議會
貴族院

市町村立尋常小學校費臨時特別委員會會議事速記録第三號

昭和十年三月二十二日(金曜日)午前十時
二十五分開會

○委員長(侯爵大久保利武君) ソレデハ是

カラ開會イタシマス、前回ニ引續キマシテ
市町村立尋常小學校費臨時國庫補助法中改
正法律案、此法案ニ付テ御質疑デモゴザイ
マスレバ此際續イテ御願イタシタイト思ヒ
マス

○加藤政之助君 私共ハモウ之ニ對シテ直
接ニ質問モ何モ持ッテ居リマセス、外ニ御質
問ガナケレバ議事ヲ進行シテ適宜ニ決議ニ
入ルコトヲ希望イタシマス

○委員長(侯爵大久保利武君) 本案ニ付テ
御質疑ガ別ニゴザイマセスケレバ、本委員
會ニ付託ニナツテ居リマス公立學校職員年
俸加俸國庫補助法中改正法律案、之ヲ議題
ト致シマシテ御説明ナリ、御質疑ナリ此際
御願イタシタイト思ヒマス

○堀切善次郎君 チョット質問イタシテ宜
シウゴザイマスカ

○委員長(侯爵大久保利武君) 宜シウゴザ
イマス

○堀切善次郎君 此公立學校職員年俸加俸
國庫補助法中改正法律案ハ青年學校ノ創立

ニ件フ改正ノヤウデアリマスカ、此青年學
校令ガ出ルコトヲ前提ニシテノ改正ノヤウ
デアリマスカ、青年學校令ハマダ公布ニハ
ナツテ居ナイヤウデアリマシテ、此コトニ付
キマシテハ前ニ兵役法ノ關係デ本會議ニ於
キマシテ其青年學校ノ内容ニ付テ伺ッテ居
リマスカ、又此參考書モ戴イテ大體承知イ
タシテ居リマスカ、マダ之ガ御公布ニナツテ
居リマセスノハドウ云フ御都合ニナツテ居
リマセウカ

○政府委員(添田敬一郎君) 多分四月初
メニ公布ニナルコトニ今手續中デアリマス、
樞密院ノ方モ大體審議ガ済ミ、近ク公布ニ
ナルグラウト思ヒマス

○堀切善次郎君 分リマシタ
○松浦鎮次郎君 此公立學校職員年功加俸
國庫補助法中改正ハ、青年學校ト云フモノ
ガ新ニ設ケラレルコトニナリマシタ結果ト
シテ是ハ當然ノコトデアリマスカ、之
ニ付テハモウ別ニ問題ハナイト思ヒマスカ、
私チョット御尋イタシタイト、今回實業補
習學校教員養成所ト云フモノガ青年學校ガ
出來マシタ結果トシテ青年學校教員養成所
トナル譯デアリマスカ、現在ノ實業補習學

校教員養成所ノ規定ニ依リマスト、此養成
所ニハ中等學校ノ卒業生ヲ入レテ一年乃至
二年ト云フヤウナ課程ニナツテ居ルノデア
リマスカ、今回之ガ青年學校教員養成所ト
ナリマシテモ、其養成所ノ課程ナリ程度ナ
リト云フモノニ付テハ大體今日ノ儘デ、別
ニ課程、程度ヲ特ニ變更スルト云フヤウナ
コトヲシナイデモ御差支ナイ御見込ナノデ
アリマスカ、其點ニ付テ何等カ御考ヲ持ッテ
オイデニナルノデアリマスカ、其點ヲチョッ
ト御伺ヒシタイト思ヒマス

○政府委員(河原春作君) 御答申上ガマス、
只今ノ實業補習學校教員養成所ヲ青年學校
教員養成所ニ變更スルコトニ相成ルノデア
リマスカ、只今御質問ニ相成リマシタヤウ
ナ點ニ付キマシテモ色々考ヘタノデアリマ
スルガ、サウ著シク地方ノ負擔ヲ增加スル
ト云フコトガ今日困難ナ事情モアリマスカ、
大體今ノ組織程度ヲ其儘青年學校ノ組織程
度ニ致サウト考ヘテ居ルノデアリマス、尤
モ現在一年ノ養成所ガアリマスカ、是ハ
當分ノ中ハ其儘メ爾積リデアリマスカ、
將來ハ二年、場合ニ依リマシテハ一年延長
スルコトヲ得ト云フ規定ヲ設ケマシテ、内

容ノ充實ヲ將來漸次圖ッテ行キタイト、斯ウ考
ヘテ居ル次第デアリマス

○松浦鎮次郎君 只今ノ御説明ノ、一年延
長スルコトヲ得ト云フコトニ或ハスルカモ
知レヌト云フ御話デアリマスカ、ソレハ現
在一年乃至二年ト云フ規定ニナツテ居リマ
スノデ、二年ノ上ニ更ニ一年延長スルコト
ガ出來ル、斯ウ云フ風ニ御改正ニナラウト
云フ意味デアリマスカ、チョット伺ヒマス

○政府委員(河原春作君) 二年ト云フコト
ヲ本則ニ致シマシテ、現在一年ノモ若干ゴ
ザイマスカ、ソレハ當分ノ中認メルコ
トニ致シマシテ、更ニ將來一年ヲ二年ノ上
ニ延バスコトガ出來ルヤウニ致サウト考ヘ
テ居リマス

○委員長(侯爵大久保利武君) 本案ニ付テ
別ニ御質疑ハゴザイマセスカ、御質疑ガナ
ケレバ此本委員會付託ノ兩法案トモ討論ニ
入りマシテ、採擇ニ進ミタイト思ヒマス
ガ、御異議ゴザイマセヌカ

○委員長(侯爵大久保利武君) ソレデハ兩
案、先ヅ市町村立尋常小學校費臨時國庫補
助法中改正法律案ノ討論ニ入りタイト思ヒ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

マス

○堀切善次郎君 此改正案ハ適當ナ改正案ト存ジマスルノデ、原案ニ賛成ノ意見ヲ提出イタシマス

○加藤政之助君 此案ハ臨時國庫ノ補助ヲ十年マデ延バスト云フノデスガ、其後ドウスルカト云フ堀切君ノ御質問ニ對シテ、ハツキリト御答辯ガナカッタデアリマスガ、ケレドモ是ハ財政ノ都合デ政府ハ直ニドウスルト云フコトヲ御答出來ヌモノト考ヘマスカラ其點ハ遺憾デアリマスガ、本案ニ對シテハ異議アリマセヌ、賛成シマス

○松浦鎮次郎君 私モ本案ハ適當ナ改正ダト存ジマスカラ賛成ヲ致シマスルガ、尙ホ本案ニ依リマス、昭和九年度マデヲ昭和十年度マデニ改メルト云フコトニナツテ居リマスガ、昭和十年度以降ニ於キマシテモ、多分之ヲ繼續スルト云フ必要ガアルデアラウカト考ヘマスルカラ、政府ニ於キマシテモ必要ガアル場合ニ於テハ、成ルベク昭和十年度以降ニ於テモ之ヲ繼續スルト云フ風ニ御考ニナルコトヲ希望スル意味ニ於キマシテ本案ニ賛成ヲ致シタイト思ヒマス

○委員長(侯爵大久保利武君) 段々本案ニ付テ御賛成ノ御意見モ出テ居リマスガ、本案ニ付テ御異議ハナイモノトシテ宜シウゴ

ザイマスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵大久保利武君) 然ラバ本案ハ原案ニ異議ナイモノト確定イタシマス、次ニ公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正法律案、本案ニ付テ討論ニ這入リマス

○堀切善次郎君 本案モ適當ノ改正ト存ジマスノデ、原案ニ賛成ヲ致シマス

○松浦鎮次郎君 私モ賛成ヲ致シマス

○委員長(侯爵大久保利武君) 本案ニモ段段御賛成ノ御意見モ出テ居ルヤウデアリマスガ、原案ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵大久保利武君) 然ラバ原案通り確定イタシマス、之ニ依ッテ兩案トモ議了イタシマシタカラ、本委員會ヲ閉會イタシマス

午前十時四十一分散會

出席者左ノ如シ

委員長 侯爵大久保利武君

副委員長 松浦鎮次郎君

委員

公爵山縣 有道君

男爵金子 有道君

堀切善次郎君

加藤政之助君

石川 三郎君

政府委員

文部政務次官 添田敬一郎君

文部省普通學務局長 下村 壽一君

文部省社會教育局長 河原 春作君